

平成24年度

事業計画書

平成24年4月 1日

平成25年3月31日

公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会

(平成24年度事業計画書)

目次	1
基本方針	2
I 本会の事業一覧	2
1 公益目的事業	2
2 収益事業等	2
3 その他	2
II 各事業の構成	2
1 公1事業	2
2 公2事業	3
3 公3事業	3
4 収益事業等	3
5 その他	3
III 各事業の個別事業計画	3
1 公1事業	3
(1) 学術セミナー	3
(2) 東洋療法推進大会	4
(3) 地域健康づくり指導者研修会	5
(4) スポーツ鍼灸マッサージ指導者育成講習会	5
(5) 保険取扱説明講習会	6
(6) 都道府県鍼灸マッサージ師会が行う研修会等に対する講師派遣	6
(7) マッサージ等将来研究会による研究等	7
2 公2事業	7
(1) 広報紙など発行事業	7
(2) リーフレット等の作成、配布	8
(3) 温泉とはり、きゅう、マッサージで健康づくり講演会	8
(4) あはき等法推進協議会による協議等	9
3 公3事業	9
(1) 視覚障害者に対する情報伝達支援	9
(2) 視覚障害者等に対する相談、助言	10
(3) 視覚障害者に対する職業訓練	10
4 収益事業等	11
(1) 視覚障害者に対する職業実施の治療院の経営	11
(2) 相互扶助等1事業	11
(3) 専門学校優秀卒業生の表彰	12
IV 管理部門	12

平成24年度事業計画書

基本方針

鍼灸マッサージを通じて、公衆衛生の向上、国民の健康増進に寄与することを目的として、良質かつ適正な施術を提供するための研究、研修を行い、正しい知識の普及および情報の伝達等効率的な運用を図る。公益目的事業に費用重点をおき事業比率56%を目標とする。また当会の申請事業には含まれていないが、昨年の東日本大震災の復興支援は、今年度もボランティアの募集、派遣等通じて支援活動を行っていく。財政面は、年々の会員数の減少に伴う年会費収益の減収から会務運営資金が逼迫している。このような現状を踏まえ、平成24年度は会員増強を図り、無駄を省き、特に交通費、会場費等の節約に心がけ、効率的な資金運営を図っていく。

I. 本会の事業一覧

1. 公益目的事業（事業番号 公1、公2、公3とする）
 - 公1：良質かつ適正な鍼灸マッサージ施術等を提供するための研究、研修事業
 - 公2：鍼灸マッサージに係る正しい知識の普及啓発等事業
 - 公3：視覚障害者に対する鍼灸マッサージ情報の伝達、職業訓練等支援事業
2. 収益事業等
 - 収益事業：視覚障害者に対する職業訓練の実施に資するための治療院の経営
 - その他の事業：相互扶助事業
3. その他：管理部門

II. 各事業の構成

1. 公1事業
 - (1) 研修事業
 - イ. 学術セミナー
 - ロ. 東洋療法推進大会
 - ハ. 地域健康づくり指導者研修会
 - ニ. スポーツ鍼灸マッサージ指導者育成講習会
 - ホ. 保険取扱説明講習会
 - ヘ. 都道府県鍼灸マッサージ師会が行う研修会等に対する講師派遣
 - (2) 研究事業

イ. マッサージ等将来研究会による研究等

2. 公2事業

(1) 広報紙等発行事業

イ. 広報紙の発行

ロ. リーフレット等の作成、配布

(2) あはき等法推進会議、普及講習会等事業

イ. あはき等法推進協議会

ロ. 温泉とはり、きゅう、マッサージで健康づくり講演会

3. 公3事業

(1) 視覚障害者に対する情報伝達支援

(2) 視覚障害者に対する相談、助言

(3) 視覚障害者に対する職業訓練

4. 収益事業等

(1) 視覚障害者に対する職業訓練の実施に資するための治療院の経営

イ. みびょうち鍼灸マッサージ療院の経営

(2) 相互扶助等事業

イ. 死亡会員に対する弔意金の支給

ロ. 専門学校優秀卒業生の表彰

5. その他

(1) 管理部門

Ⅲ. 各事業の個別事業計画

1. 公1事業

(1) 学術セミナー

イ. 事業内容

鍼灸マッサージに関する学識経験者及び臨床経験豊富な鍼灸マッサージ師を講師とし、鍼灸マッサージの学術問題を中心にしたセミナーを年4～6回（平成24年度は4回）開催する。セミナー受講者に対しては、本会名の参加証明書を交付するほか、鍼灸マッサージに関する生涯研修（以下「生涯研修」という）について、(財)東洋療法研修試験財団が認める単位数が付与される。

ロ. 対象者

会員、非会員を問わず、鍼灸マッサージ師の免許を有する者及び専門学校の学生、1回当たり30名を対象とする。

ハ. 平成24年度実施時期等

第1回講習会 H.24年6月3日 神奈川県 横浜市技能文化会館

講師 吉田 有先生、朝日山一男先生

演題 施術経営に役立つ経営セミナー

第2回講習会 H.24年9月9日 埼玉県

講師 帯津 先生、今井 先生

演題 県民公開講座、PNFの講義と実技

第3回講習会 H.24年12月9日 千葉県

講師 吉田 有先生、朝日山先生

演題 施術経営に役立つ経営セミナー、シンポジウム、学生との懇談会

第4回講習会 H.25年3月3日 東京都

講師 伊藤先生（明治国際医療大学）

演題 トリガーポイントの講義と実技

ホ. 財源

参加者から参加費（会員＝3,000円、非会員＝5,000円、学生＝1,000円）を徴収して、不足分は会費を充当する。

(2) 東洋療法推進大会

イ. 事業内容

年1回、2日間の日程で、会場を15程度に分割し、鍼灸マッサージに関する様々な事項（学術関係、各種疾病・症状に対する対応方法や臨床研究例、介護予防事業との関係、地域医療との関係、医療保険制度との関係、外の状況、視覚障害者の状況等）についてテーマを設け、それぞれのテーマについて学識経験を有する大学教授、医師、学会関係者、専門校関係者及び臨床経験豊富な鍼灸マッサージ師等を講師、シンポジスト又は発表者とするシンポジウム、講演、症例発表等を行い受講者が自らのニーズに応じた会場で学術の研鑽、技術の向上等を図る。受講修了者に対しては、本会名の修了証を交付するほか、生涯研修について、(財)東洋療法研修試験財団が認める単位数が付与される。なお、一部については、一般国民にも分かり易い形の一般公開講座とする。

ロ. 対象者

会員、非会員を問わず、鍼灸マッサージ師の免許を有する者及び専門学校の学生とする。なお、一般公開講座については、一般国民をも対象とする。対象者数は、500名程度とする。

ハ. 平成24年度実施時期等

平成24年10月14日、15日

熱海後楽園ホテル

ニ. 財源

参加者から参加費（会員＝5,000円、非会員＝10,000円、学生及び一般国民＝無料）を徴収し、不足分は会費を充当する。

（3）地域健康づくり指導者研修会

イ 事業内容

年1回、1コースを前期、後期に分けて延4日間開催し、要支援者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練の実施方法を中心に、介護問題に識見を有する専門学校講師、整形外科医及び臨床経験豊富な鍼灸マッサージ師等を講師として、座学（制度及び事業の概要、要支援者に対する運動の種類・強度・リスク管理、事例紹介等）及び実技指導を行う。受講修了者に対しては、本会名の修了証を交付するほか、生涯研修について、（財）東洋療法研修試験財団が認める単位数が付与される。

ロ 対象者

会員、非会員を問わず、鍼灸マッサージ師の免許を有する者45名程度を対象とする。

ハ 平成24年度実施時期等

前期 平成24年7月15日、16日 新宿区立産業会館（BIZ）

後期 平成25年2月開催予定

ニ 財源

参加者から参加費（会員＝1コース当たり8,000円、非会員の免許所有者＝1コース当たり16,000円）を徴収し、不足分は会費を充当する。

（4）スポーツ鍼灸マッサージ指導者育成講習会

イ 事業内容

年1回、1コースを前期、後期に分けて延4日間開催し、スポーツ医学についての学識経験を有する大学教授、スポーツドクター及び公認アスレチックトレーナー等を講師とし、医学的サポートに必要な座学（アスレチックトレーナーの役割、スポーツ医学、スポーツ外傷・傷害の予防、アスレチックリハビリテーション、スポーツ鍼灸・マッサージ等）及び実技指導を行う。

受講修了者に対しては、そのレベルに応じて本会名の認定証を交付するほか、生涯研修について、（財）東洋療法研修試験財団が認める単位数が付与される。

ロ 対象者

会員、非会員を問わず、鍼灸マッサージ師の免許を有する者100名程度を対象とする。

ハ 実施時期

1コースを年2回、前期、後期に分けて延4日間開催

(前期は平成24年6月16日、17日、後期は12月に開催予定)する。

ニ. 実施場所

東京都内又は周辺のスポーツ施設、ホテル等を賃借して開催する。

ホ. 財源

参加者から参加費(会員=1コース当たり10,000円、非会員の免許所有者=1コース当たり20,000円)を徴収し、不足分は会費を充当する。

(5) 保険取扱説明講習会

イ. 事業内容

全国9ブロックにおいて年1回、本会の保険担当委員を講師とし、療養費制度を含む医療保険制度の理念と仕組み、適用疾患、具体的な療養費の請求手続き等について講習、指導を行う(平成24年度は3ブロックで開催予定)。

ロ. 対象者

会員、非会員を問わず鍼灸マッサージ師の免許を有する者、患者から委任を受けて療養費の請求、受領を代理する団体の担当者及び一般国民、1ブロック当たり平均約70名を対象とする。

ハ. 実施時期

各ブロックと協議のうえ実施時期を決定し、開催する。

ニ. 実施場所

各ブロック内の地域において、ホテル、公的施設等を賃借して開催する。

ホ. 財源

事業に要した経費については、本会とブロックの関係団体とがそれぞれの負担額を協議のうえ決定し、支出する(本会は、会費を充当)。(参加者から参加費を徴収するか否かはブロックによって異なる)

(6) 都道府県鍼灸マッサージ師会が行う研修会等に対する講師派遣

イ. 事業内容

都道府県鍼灸マッサージ師会が、会員、非会員を問わず鍼灸マッサージ師の免許を有する者の資質の向上を図り、もって国民に対し良質かつ適正な施術等を提供することを目的とした研修会等を開催する場合に、当該都道府県鍼灸マッサージ師会の要請を受けて、研修内容に適した専門家(大学教授、専門学校講師、臨床経験豊富な鍼灸マッサージ師等)を派遣する。派遣は、1都道府県鍼灸マッサージ師会当たり年1回とし、平成24年度は30県師会を予定。

ロ. 対象者

派遣対象：事業目的に適合する研修会等を開催する都道府県鍼灸マッサージ師会。

受講対象：会員、非会員を問わず、鍼灸マッサージ師の免許を有する者

ハ. 実施時期

都道府県鍼灸マッサージ師会が研修会等を開催する日。

ニ. 実施場所

都道府県鍼灸マッサージ師会が研修会等を開催する場所。

ホ. 財源

派遣する講師の交通費を本会が会費を充当して支出する。

(7) マッサージ等将来研究会による研究等

イ. 事業内容

[7団体：本会、日マ会、日盲連、全病理、学校協会、理教連、日東医]
関係7団体からテーマ（「普及・啓発」「生涯・教育」）ごとに、概ね各1～2名の代表者が出席し、研究、協議する。

普及・啓発については、国民に対しあん摩マッサージ指圧についての正しい理解と認識を普及するための啓発を効果的に進めるための方策を研究、協議し、その結果を踏まえて共同でホームページを立ち上げる、また、関係団体それぞれの啓発に活用することとする。

生涯・教育については、あん摩マッサージ指圧師の教育制度のあり方、(財)東洋療法研修試験財団がすすめる鍼灸マッサージ師に対する生涯研修制度のあり方、あん摩マッサージ指圧師のスキルアップと専門性を高めるための認定制度の導入等を研究、協議し、関係機関等に対し改善策を提言する。

ロ. 実施時期

テーマごとに、概ね年各4回（計8回）、全体会を1～2回開催する。

ハ. 実施場所

本会が会議室を無償で貸与する、又は、東京都内の専門学校の校舎を無償で借り受け開催する。

ニ. 財源

各団体の出席者に対する交通費等の経費については、各団体がそれぞれ支出する。その他成果物の作成費等については、各団体の協議により各団体の負担額を決定し、各団体それぞれが支出する（本会は、会費を充当する）。

2. 公2事業

(1) 広報紙など発行事業

イ. 事業内容

鍼灸マッサージに関する専門技術的情報、行政施策の動向、各事業の取組状況、研修会、講演会等の開催案内、健康講話等を内容とする広報紙（月刊東洋療法）を毎月墨字版約1万部、会員、会員外の購読希望者、行政機関、関係団体、公立図書館、専門学校等に無料（但し、会員外の購読希望

者は有料)で広く配付する。

ロ. 対象者

会員のみならず、会員外の購読希望者、行政機関(関係省庁、都道府県庁、保健所)、都道府県鍼灸マッサージ師会、鍼灸マッサージの関係団体のほか、全国の公立図書館、専門学校を通じて一般国民、専門学校生にも広く眼を通せる機会を提供する。

ハ. 実施時期

毎月1回発行する。

ニ. 実施場所

編集等に関する事務作業は、本会の所有する会館内の事務所において行い、印刷、発送は、業者に発注する。

ホ. 財源

ほとんどを無料配布とするため、要した経費については、そのほとんどについて会費を充当して支出する。

(2) リーフレット等の作成、配布

イ. 事業内容

鍼灸マッサージ施術は、あはき等法に基づき国家免許を有する者しか出来ないこと、無免許施術者対策等を周知するためのリーフレットを10万部作成し、一般国民をはじめ、行政、企業等に広く配布する。

ロ. 対象者

一般国民、行政機関、企業等を広く配布対象とする。

ハ. 実施時期

通年とする。

ニ. 実施場所

企画等に関する事務作業は、本会の所有する会館内の事務所で行い、印刷は、業者に発注する。配布は、本会及び都道府県鍼灸マッサージ師会の各種行事の場及び会員の治療院を通じる等により行う。

ホ. 財源

会費を充当する。

(3) 温泉とはり、きゅう、マッサージで健康づくり講演会

イ. 事業内容

温泉療法等について学識経験を有する温泉療法専門医又は大学教授講師及び鍼灸マッサージの臨床経験が豊富な本会の役員を講師又はシンポジストとし、温泉の効果と正しい利用法及び鍼灸マッサージとの相乗効果並びに鍼灸マッサージの正しい知識についての講演、シンポジウムを内容とする講演会を開催する。

ロ. 対象者

一般国民100名を対象とする

ハ. 平成24年度実施時期等

平成24年10月

静岡県熱海にて開催予定

ニ. 財源

参加費は無料とし、要した経費は会費を充当して支出する。

(4) あはき等法推進協議会による協議等

イ. 事業内容

関係団体から各2～3名が出席し、あはき等法のあり方と運用、あはき等法を踏まえた行政施策、企業等の取組状況、WHOや中国・韓国・タイ等諸外国における鍼灸マッサージについての取組み状況、鍼灸マッサージ師の教育、研修制度、学会の現状等について幅広く情報交換のうえ問題点についての対応策を協議し、必要に応じて行政に対する政策提言や、企業及び関係方面に対する問題点と改善策の提起等を行うこととしている。

ロ. 実施時期

協議会の開催は、2～3ヵ月に1回、年間5回程度とする。

ハ. 実施場所

本会が所有する会館内の会議室を無償で貸与する。

ニ. 財源

各団体の出席者に対する交通費等の経費については、各団体がそれぞれ支出する。その他印刷製本費等に要する諸経費については、各団体の協議により各団体の負担額を決定し、各団体が支出する(本会は会費を充当する)。

3. 公3事業

(1) 視覚障害者に対する情報伝達支援

イ. 事業内容

鍼灸マッサージに関する専門技術的情報、行政施策の動向、各事業の取組状況、研修会、講習会等の開催案内、健康講話等を内容とする広報紙を視覚障害者の希望に応じ、毎月点字版化(約1,730部)、CD版化(約450部)、メール版化(約350部)したものを、また、盲学校等(約70校)に対しても、点字版化したものを無料(ただし、会員外の購読希望者は原則有料)で配付する。

ロ. 対象者

会員及び会員外の視覚障害を持つ鍼灸マッサージ師並びに一般の視覚障害者で広報紙の購読を希望するもののうち、点字版、テープ版又はメール版による購読を希望する者及び盲学校等の生徒を対象とする。

ハ、実施時期

毎月1回発行する。

広報紙の点字版化（1,500部）、テープ版の廃止によるCD版（450枚）、発送は業者発注する。

ニ、財源

ほとんどを無料配付とするため、要した経費については、会費を充当して支出する。

(2) 視覚障害者等に対する相談、助言

イ、事業内容

視覚障害者問題に詳しく、かつ、鍼灸マッサージの臨床経験豊富な本会の役員が、以下により相談、助言を行う。

・訪問相談

盲学校等を訪問し、卒業を間近に控えた生徒及びその教師等に対して進路問題を中心とした相談、助言を行う。

・電話相談

視覚障害を持つ鍼灸マッサージ師等に対して、鍼灸マッサージの専門技術的事項、雇用、治療院経営、健康等様々な問題について相談、助言を行う。

ロ、対象者

会員及び会員外の視覚障害を持つ鍼灸マッサージ師、盲学校等を卒業予定の生徒及び教師等を対象とする。

ハ、実施時期

訪問相談：毎年2月～3月

電話相談：毎週1回 通年

ニ、実施場所：

訪問相談：盲学校等の会議室等は無償で借受ける。

電話相談：携帯電話で対応する。

ホ、財源

相談、助言に要する費用は、会費を充当して支出する。

(3) 視覚障害者に対する職業訓練

イ、事業内容

厚生労働省の「障害者委託訓練事業」を次のとおり委託元から再委託を受けて年間2コース実施する。

(委託元)

(財) 東京しごと財団

(委託内容)

- ① 委託事業名：障害者委託訓練
- ② 対象者：鍼灸マッサージ師の免許を有する盲学校等の新規卒業者等で、求職中の者 1コース当たり3名
- ③ 訓練名：鍼・按摩・マッサージの実習と実技
- ④ 訓練内容：座学、実技及び実習
- ⑤ 訓練期間：1コース当たり、3ヵ月間、訓練日数52日、訓練時間260時間
- ⑥ 受講料：無料
- ⑦ 委託料：訓練生1人につき、1ヵ月当たり6万円
- ⑧ 修了証書：訓練修了生に対し、東京障害者職業能力開発校長名の修了証書が授与される。

(実施体制)

本会の治療院に配置している鍼灸マッサージ師1名及び外部から招聘する非常勤の鍼灸マッサージ師3名、計4名が交替で指導に当たる。

ロ. 実施時期

上期（平成24年度は、5月11日から8月10日まで）、下期（平成24年度は、10月から12月まで）において、それぞれ1コースを実施する。

ハ. 実施場所

本会の所有する会館内の治療院及び会議室において行う。

ニ. 財源

指導員に対する手当等の必要経費については、委託元からの委託料を充て、不足分は会費を充当して支出する。

4. 収益事業等

(1) 視覚障害者に対する職業訓練の実施に資するための治療院の経営

イ. 事業内容

職業訓練の行われない期間及び時間帯に、一般の治療院として、配置している鍼灸マッサージ師が施術を行う。

ロ. 対象者

地域住民を対象とする。

ハ. 実施時期

通年（ただし、職業訓練の行われない期間及び時間帯）とする。

ニ. 実施場所

本会の所有する会館内の治療院とする。

ホ. 財源

鍼灸マッサージ施術による施術料を財源とする。

(2) 相互扶助等事業

イ. 会員が死亡した場合、1人当たり20,000円を弔慰金として支給する。

(平成24年度は、50人分を予算計上)。

ロ. 対象者

入会1年以上の正会員、準会員、賛助会員及び名誉会員の全てを対象とする。

ハ. 財源

会費を充当して支出する。

(3) 専門学校優秀卒業生の表彰

イ. 事業内容

全国の専門学校のうち、本会の表彰状を希望する学校から推薦のあった優秀卒業生に対し、本会の役員が卒業式に出向くか、又は、都道府県師会の役員等によって表彰状を授与する(平成24年度は60名に授与予定)。

ロ. 対象者

本会からの表彰を希望する専門学校から優秀卒業生として推薦のあった者

ハ. 実施時期

毎年3月

ニ. 実施場所

専門学校の卒業式が開催される式場

ホ. 財源

表彰に要する表彰状作成費、卒業式に出席する非常勤役員の報酬、交通費等の経費は、会費を充当し支出する。

V. 管理部門

1. 会議等について

- (1) 定時総会 1回(5月27日)
- (2) 理事会 4回(5月、6月、10月、3月 予定)
- (3) 業務執行理事会 3回~4回(必要に応じ招集)
- (4) 都道府県師会会長会 1回(11月11日)

2. 会員管理と増強の方策について

- (1) 会員の増強及び入会案内のリニューアル
- (2) 会員管理システムのリニューアル
- (3) 会員証の作成配布

以上

平成24年度正味財産増減予算書
(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)
公益社団法人全日本鍼灸マッサージ協会

Table with columns: 科目 (Item), 公1 (Public 1), 公2 (Public 2), 公益 (Public Interest), 共通 (Common), 小計 (Subtotal), 治癒検査 (Cure Examination), 取算事業等 (Estimated Activities), 共通 (Common), 小計 (Subtotal), 法人会計 (Legal Accounting), 内部取引 (Internal Transactions), 平成24年度予算計 (FY24 Budget), 平成23年度決算見込 (FY23 Forecast), 増減(A-B) (Change), 備考 (Remarks). Rows include categories like 1. 一般正味財産の部 (General Net Assets) and 2. 積立資産の部 (Reserve Assets).

平成24年度 事業報告書

事業総括

公益社団法人移行認定を受けて2年が経過し、これまでも増して公益事業を遂行してきたが、会員の増強には繋がっていない。

長年の懸案である無免許事業者が蔓延する状況は、昨年度迄全くと言うほど改善されてこなかったが、平成25年3月に厚生労働省から出された全国医政関係主管課長会議資料「あはき無資格者の取締り等について」により、我々が強く要望していた具体的な文言の追加があったことは、我々全鍼師会にとっても大きな前進であると認識している。

また、無免許営業に対しても、我々は免許所有者であることのアピールが十分でなかったことも国民の理解が進んでこなかったと言えなくもない状況であったが、厚生労働省医政局医事課との協議を重ねて進展している。

新しい試みとしては、マッサージ等将来研究会による第1回認定訪問マッサージ師認定講習会として、平成24年11月から平成25年2月まで「基礎講義」を東京で、「実技講義」を東京と大阪でそれぞれ開催した。

静岡で開催した東洋療法推進大会は、静岡県師会関係者並びにご参加いただいた皆様のご尽力のお陰で、多くの会員、非会員及び学生を含め広く一般の方々にも公開できる楽しい大会とすることができた。

(公財)東洋療法研修試験財団の認定する生涯研修は受講者が毎年増加しているが、研修修了証書を受け取る者も比例して増加するよう努力している認定講習会開催県が増加した。

「あはき等法推進協議会」、「鍼灸マッサージ保険推進協議会」、「マッサージ等将来研究会」等の活動を行った。

国民が良質な医療を受けるために必要な情報伝達的手段として「はり・きゅう・マッサージの日」(8月9日)に各地で開催するイベントに協力するとともに、各地域の取り組みを東洋療法推進大会で参加者へ紹介し、本会の公益目的事業を積極的に実施した。

各事業報告

I. 公 1 事 業

(良質かつ適正な鍼灸マッサージ施術等を提供するための研修、研究事業)

1. 研修事業

(1) 学術セミナー

1) 鍼灸マッサージに関する学術的視野に立ったセミナーを開催し、会員・

非会員を問わず鍼灸マッサージ師が学術の研鑽を通してその技術の向上を図り、国民に対して良質な鍼灸マッサージ施術を提供することによってその健康の保持増進に寄与することを目的に実施した。

2) 開催は年4回、会場、テーマは下記の通り。

- イ. 第1回 平成24年6月3日 横浜市技能文化会館(神奈川県)
演題 「患者満足度を高める経営セミナー」経営の基本を学ぶ
講師 ビジネスコーチ(株)取締役 吉田 有先生
地域健康づくり指導者研修
講師 神奈川県鍼灸マッサージ師会 学術部
介護予防研究委員会委員長 林 秀卓先生
- ロ. 第2回 平成24年9月9日 浦和コミュニティーセンター(埼玉県)
演題 県民公開講座「元気で長生きする秘訣」
講師 帯津 良一先生(帯津三敬病院名誉院長)
演題 PNFの講義と実技
講師 日本PNF学会副会長 今井 基次先生
- ハ. 第3回 平成24年12月9日 クロスウェーブ船橋(千葉県)
演題 「患者満足度を高める経営セミナー」経営の秘訣を学ぶ
講師 ビジネスコーチ(株)取締役 吉田 有先生
シンポジウム 「学生が聞きたい経営法」
シンポジスト 長嶺 芳文先生 「鍼灸マッサージ治療院経営」
尾野 彰先生 「訪問医療マッサージ経営」
朝日山 一男先生 「スポーツトレーナー経営」
- ニ. 第4回 平成25年3月3日 都立産業貿易センター台東館(東京都)
演題 トリガーポイントの講義と実技
講師 明治国際医療大学准教授 伊藤 和憲先生

3) 都道府県師会が行う研修会等に対する講師派遣

都道府県師会が、本会と同一の目的をもって会員・非会員を問わず鍼灸マッサージ師に対する研修会等を行う場合に、本会から専門の講師を派遣することによってその資質の向上と、国民に対して良質かつ適正な施術等の提供を図り、もって国民の健康保持、増進に寄与することを目的に実施した。

4) 各都道府県師会が開催する生涯研修の取り組みに対する支援

- イ. (公財)東洋療法研修試験財団「生涯研修実施要領」に基づき「生涯研修会終了報告書並びに修了証書交付の申請及び対象者に関するお願い」を各都道府県師会長に配信し促進を図った。
- ロ. 各地域の中で(公財)東洋療法研修試験財団・生涯研修を実施した都

道府県は、下記のとおり。

北海道 北海道 (1/1)
東北 青森、岩手、宮城、山形、福島 (5/6)
関東甲越 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟 (7/9)
北陸 富山、石川 (2/3)
中部 長野、静岡、岐阜 (3/5)
近畿 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、全和歌山 (7/7)
中国 鳥取、島根、岡山、広島、山口 (5/5)
四国 徳島、香川、愛媛、高知 (4/4)
九州 福岡、長崎、鹿児島 (3/8)

総計 37 師会

財団共催の生涯研修実施都道府県師会報告

北海道 北海道師会 (10月30日)

岐阜 岐阜県師会 (9月30日)

総計 2 師会

5) 関係団体との委員会活動

イ. 鍼灸安全性委員会への参画

「鍼灸医療安全ガイドライン」、「鍼灸医療安全対策マニュアル」(医歯薬出版株式会社)の記載内容につき検討。

ロ. 国民のための鍼灸医療推進機構への参画

運営委員会 2回、運営作業委員会 5回、研修作業部会 11回、普及啓発部会 12回開催、テキスト作成委員会 3回、グランドデザイン検討委員会 2回。

ハ. (公財) 東洋療法研修試験財団と検討・実施

「生涯研修実施要領」等の変更について検討

財団共済の生涯研修指定教材の見直し

生涯研修実施作業部会での教材作成 (年 5 回開催)

6) 第 11 回東洋療法推進大会 in 静岡において分科会を担当一般口演を募集し実施した

学術局と保険局合同でのシンポジウムを開催

テーマ 「地域医療における鍼灸師マッサージ師の役割」～療養費の今後について～

7) 学術委員会を 5 回開催

8) 学術団体・研究機関との連携を密にする

イ. (一社) 日本東洋医学系物理療法学会出席 (東京) 3月17日～18日

ロ. (社) 全日本鍼灸学会第 61 回全日本鍼灸学会学術大会出席 (三重)

6月21日

テーマ 「地域医療における鍼灸師マッサージ師の役割」～療養費の
今後について～

(2) 東洋療法推進大会

- 1) 全国の鍼灸マッサージ師を一堂に集め、鍼灸マッサージに関する学術の研鑽、技術の向上に資するための様々な講演、シンポジウム、症例発表等を行いその資質の向上を図り、もって国民に対し、より良質かつ適正な施術等を提供し、健康保持、増進に寄与することを目的に年1回、会員、非会員を問わず、鍼灸マッサージ師免許保持者及び専門学校学生を対象に、また、一般公開講座は一般国民を対象に実施。

2) 第11回東洋療法推進大会 in 静岡の開催

日程 平成24年10月14日から15日

会場 熱海後楽園ホテル

大会テーマ 「今こそ東洋医学を考えよう」

参加者 405名（一般参加者64名含む）

イ. 各分科会を担当

「東洋医学川柳」事業委員会

一般国民への東洋医学の普及啓発を図る事業として東洋医学川柳を
通年継続で、ホームページや広報誌など活用し広く作品を募集・
選考し、第11回東洋療法推進大会 in 静岡で優秀作品等を発表。

「スパ（SPA）＝治療院は世界の常識ですよ」スパ事業委員会

「東日本大震災活動報告 ～被災地に聞く～」普及事業委員会

「災害リーダー研修」普及事業委員会

「認知症 ゆとりの介護」介護事業推進委員会

「地域スポーツを盛り上げろ！」スポーツ事業委員会

ロ. 準備委員会

第1回 平成24年7月8日

第2回 平成24年9月18日

大会開催の運営検討・準備・東洋医学川柳の優秀作品の選考を行った。

ハ. 第12回東洋療法推進大会 in 新潟の開催準備

日程 平成25年11月23日

会場 ANAクラウンプラザホテル新潟

新潟大会の日程について会場視察し、決定。アクセス・宿泊料金等

の確認も行う。

(3) 地域健康づくり指導者研修会

1) 第6回地域健康づくり指導者講習会の開催

全国の鍼灸マッサージ師が介護事業に関する専門性の向上、専門家の育成を図り、要支援者に良質なサービス提供を目的に、会員、非会員を問わず研修会を企画し、鍼灸マッサージ師が地域支援事業参入を目指すにあたって必要な情報提供を行った。

2) Part1 開催

日 程 平成24年7月15日から16日

会 場 東京BIZ新宿

参加者 35名

3) Part2 開催

日 程 平成25年2月24日から25日

会 場 東京BIZ新宿

参加者 40名

4) 第11回東洋療法推進大会 in 静岡 分科会担当

テーマ 「認知症 ゆとりの介護」

(4) スポーツ鍼灸マッサージ指導者育成講習会

1) 会員、非会員を問わず鍼灸マッサージ師を対象に、スポーツ選手やスポーツ大会の参加者に対する医学的サポートを専門的に行うにあたっての知識、技術等を講習し、医師、監督、コーチ等のスタッフと連携のもと、鍼灸マッサージの特性を生かした医学的サポートができる人材を育成する。国内の各種スポーツ大会で選手及び参加者に対し、良質かつ適切なサポートを行い、もってスポーツ外傷・傷害の予防、事後の適切なケア、健康保持、増進を目的に実施。

イ. 専門領域認定制度を導入し、認定者を体育協会等へ推薦

ロ. 講習会（前期及び後期 A級、B級並行開催）の企画運営

ハ. 実行委員会の開催

2) 前期講習会

日 程 平成24年6月16日から17日

会 場 フクラシア浜松町

参加者 受講者はS級13名、A級59名（一般参加者3名を含む）、
B級41名（一般参加者5名、学生1名を含む）

3) 後期講習会

日 程 平成24年12月23日から24日

会 場 フクラシア浜松町

認定者は、HPに名簿発表するとともに、各都道府県担当部門へ名簿を提出する。

4) 第11回東洋療法推進大会 in 静岡分科会担当

テーマ 「地域スポーツを盛り上げろ！」

(5) 保険取扱説明講習会

1) 健康保険による鍼灸マッサージ施術の普及を図るため、鍼灸マッサージ師及び一般市民を対象として「保険取扱普及講習会」を開催し、保険制度の啓蒙啓発を図るとともに保険取り扱いの最新の制度を学習し、適正なアドバイスと事務処理能力を身につけるため地域ごとに適宜開催する。

具体的には、我が国では「誰でも」「どこでも」「いつでも」保険医療を受けられる国民皆保険体制が確立している。しかしながら、国民が鍼灸マッサージの施術を健康保険（療養費）で受けようとする場合にはそう簡単ではなく、対象となる疾患や症状に制限がある事や、面倒な手続きが必要である事などいろいろ理解をしていただく必要がある。こうした制度上の要件はまだ広く知られているとは言えず、国民への周知と普及が図られなければならない。

また、保険での施術を求められた場合に、施術者が適切に対応できるよう保険制度を熟知していなければならないことから、広く国民に対し、また、施術者に対し各地で保険取扱説明講習会を開催し、講習指導することにより療養費制度の一層の普及と関係事務手続きについて誤りのない適正な取り扱いを推進し、もって医療保険制度の適正運用と、国民が医療保険制度の適用を平等に受けられる機会の確保に寄与するため保険取扱説明講習会を行った。

2) 保険取扱説明講習会は1回開催した。

開催日 平成24年3月3日 四国（香川県）

3) 医療保険制度に関する厚生労働省との協議

「5項目の要望」の実現を図るため関係4団体で構成する「鍼灸マッサージ保険推進協議会」に参画し、国民や鍼灸マッサージ師が利用しやすい療養費制度の運用について引き続き厚生労働省と協議を行った。

4) 定期協議は12回、臨時協議5回実施した。

協議事項

イ. あはき療養費専門検討委員会について

ロ. 療養費の料金改定および運用について

- ハ. 東日本大震災による被災者が受けた施術に関する件
- ニ. 療養費取り扱い疑義照会への対応について
- ホ. 保険取り扱い懸案事項について
- 5) 第11回東洋療法推進大会 in 静岡において学術局と合同でシンポジウムを開催し、「地域医療における鍼灸師マッサージ師の役割」～療養費の今後について～を担当し、公開の場において広くアピールし、療養費制度の普及と適正な運用指導に努めた。
- 6) 保険推進委員会の開催
 - イ. 保険推進委員会を4月と6月に開催し、保険局の各事業について協議するとともに新年度への対応を申し合わせた。
 - ロ. 厚生労働省が発出した療養費の取扱に関する疑義解釈資料（Q&A）について
 - ハ. あはき療養費専門検討委員会について
 - ニ. 生活保護における施術を拒まれるケースのアンケートを実施した。
 - ホ. 療養費における同意書（診断書）の発行を拒否された事例についてアンケートを実施した。
- 7) 平成23年度療養費の取扱高調査を実施し、療養費の実態を都道府県各師会と共有した。
- 8) 各保険者への対応

療養費制度を適正かつ円滑に運用するため、保険者との連携、協力を努めるとともに、必要に応じ意見交換、協議等を行った。
- 9) 療養費制度及びその支給申請に係る日常的な相談指導を行った。
- (5) 都道府県鍼灸マッサージ師会が行う研修会等に対する講師派遣
 - 1) 都道府県師会が、本会と同一の目的をもって会員・非会員を問わず鍼灸マッサージ師に対する研修会等を行う場合に、本会から専門の講師を派遣することによってその資質の向上と、国民に対して良質かつ適正な施術等の提供を図り、もって国民の健康保持、増進に寄与することを目的に実施した。
 - 2) 平成24年度実績 32師会

2. 研究事業

(1) マッサージ等将来研究会による研究等

1) 普及啓発部会

国家免許を持たない無免許業者が増大、及び、あん摩マッサージ指圧師の教育、研修制度の一層の充実が求められている現状を踏まえ、あん摩マッサージ指圧に係る7団体がマッサージ等将来研究会として研究、協

議の場を設け、各団体の英知を終結し国民に対しあん摩マッサージ指圧に関する正しい知識を普及するための啓発活動の推進を図る。更にあん摩マッサージ指圧師の教育、研修制度について必要な提言等を行うことにより資質の一層の向上を図り、もって国民の健康保持、増進に寄与することを目的とする。具体的には、あん摩マッサージ指圧に関する正しい知識を普及するための啓発活動の推進を図るとともに、あん摩マッサージ指圧師の教育、研究等の活動を行ってきた。生涯教育部会は学術局が担当、普及・啓発部会は総務局が担当し年3回部会を開催し総務局長が出席した。主に公開中のホームページ「AMSネット」の普及啓発に努めた。

2) 生涯・教育部会

あん摩マッサージ指圧師の教育制度のあり方、(公財) 東洋療法研修試験財団がすすめる鍼灸マッサージ師に対する生涯研修制度のあり方、あん摩マッサージ指圧師のスキルアップと専門性を高めるための認定制度の導入等を研究、協議し関係機関等に対し改善策等を提言した。

イ. 部会は9回開催

ロ. マッサージ等将来研究会認定制度規則の作成

ハ. 認定訪問マッサージ師実施要領の作成

ニ. 平成24年度 第1回認定訪問マッサージ師認定講習会の開催

- ・基礎講義 平成24年11月23日から24日
会 場 東京医療福祉専門学校
- ・実技講義 平成25年1月19日から20日
大阪会場 森ノ宮医療大学
- ・実技講義 平成25年2月2日から3日
東京会場：東京医療福祉専門学校

II. 公 2 事 業

(鍼灸マッサージに係わる正しい知識の普及啓発事業)

1. 広報紙等発行事業

(1) 広報紙の発行について

1) 国民をはじめ行政等関係各方面に対する鍼灸マッサージについての正しい知識の普及と鍼灸マッサージ師の資質向上を図り、良質かつ適正な施術等を受けられることにより国民の健康保持、増進に寄与することを目的に、広報誌「月刊東洋療法」第216号から第227号の発行を行った。

第221号(9月号)からは、コラム「すぐに役立つ栄養学講座」の掲

載を開始した。また、広報誌カセットテープ版については、カセットテープの販売中止（予定）に対応するため、汎用性が高く操作性に優れ、また機器も安価で入手しやすい「音楽CD方式」への移行を完了した。

2) 平成24年度会報の発行部数について

総発行部数は140,192部数で、点字版、CD版、墨字版、メールの発行部数明細は下記のとおりで、会員外発行は全体の19.1%を占める。

(発行部数明細)

項目	区分	点字版	CD版	墨字版	メール	合計
合計	会員	15,276	4,380	89,329	4,478	113,463
	会員外	506	—	26,223	—	26,729
	小計	15,782	4,380	115,552	4,478	140,192

(2) リーフレット等の作成、配布

- 1) 無免許対策のポスターを2万枚作成。
- 2) 全国の治療院等に配布した。

2. あはき等法推進協議会、普及講習会等事業

(1) あはき等法推進協議会

- 1) あはき等法推進協議会5回開催(4月20日、6月21日、9月20日、11月9日、2月8日)
- 2) 診療報酬から外されていたマッサージ師(病院勤務者)が行う運動器リハビリテーションが診療報酬へ復活。
- 3) 卒業直後の研修、生涯研修等を(公財)東洋療法研修試験財団も巻き込んで7団体が積極的に取り組む必要を検討
- 4) 国民生活センターの調査への対応について
 - ・国民生活センターの報告書では、有資格者か無資格者の区別がないので、今後は有資格者と無資格者とを区別した統計資料を作成していただくよう要望していく。
 - ・あはき等法推進協議会として文書作成委員(杉田・時任・藤井・杉山)が行動するための文書を作成し、警察庁、国民生活センターに送付。
 - ・団体ごとに要望文書を作成し、都道府県の警察署・保健所、市区町村の衛生部門等に要望書を提出し、無免許者等の取り締り活動とする。

(2) 普及講習会等

- 1) 第11回東洋療法推進大会 in 静岡にて分科会開催。
 - ・テーマ:「鍼灸マッサージを取り巻く環境を考える」

- ・普及啓発展示会場設置。
- 2) 統合医療を普及・促進協議会へ参加（7月11日、9月5日）。
- (3) 温泉とはり、きゅう、マッサージで健康づくり講習会
 - 1) 第3回「温泉と鍼灸マッサージで健康づくり」講演会を開催
 - ・日 時：平成24年10月15日
 - ・場 所：静岡県熱海市（東洋療法推進大会開催 分科会会場）
 - ・テーマ：「スパ（SPA）＝治療院は世界の常識ですよ」

Ⅲ. 公 3 事 業

視覚障害者に対する鍼灸マッサージ情報の伝達、職業訓練等支援事業

1. 視覚障害者に対する情報伝達支援

- (1) 視覚障害を有する鍼師、灸師、あん摩マッサージ指圧師に対して、広報誌、会議資料等の文書等を点字等に変換し情報提供その他サポートを、他部局等と連携して対応した。
- (2) 視覚障害者関連会議及び視覚障害者に対する情報メディア等に関する情報収集、研究を実施した。

2. 視覚障害者に対する相談、助言

- (1) 会員、非会員を問わず、視覚障害を持つ鍼灸マッサージ師に対し専門技術的事項、雇用や治療院経営等に関する相談助言を行い、問題点を解消し、その結果を生かし、良質かつ適切な施術等を通じ、国民の健康保持増進を目的に事業を行った。併せて情報収集し提供を行った。

(2) 鍼灸マッサージに関する各種相談業務

- 1) 訪問相談 37件
- 2) 電話相談 21件

3. 視覚障害者委託訓練事業

- (1) 盲学校等を卒業し、鍼灸マッサージ師免許を取得したにもかかわらず未就職となっている方に対し、厚生労働省の障害者委託訓練事業に基づく職業訓練を受託実施し、技術の向上はじめ医療に携わるものとして必要な資質の付与と職業的自立を図り、訓練生がこの訓練の成果を生かし良質かつ適正な施術等を通じ、国民の健康保持増進を目的に、上期1名を訓練し1名が就職できた。ただし、下期については訓練生の確保等の理由から実施ができなかった。

Ⅳ. 収 益 事 業 等

収益事業：視覚障害者に対する訓練事業の実施に資するための治療院経営

その他の事業：相互扶助事業

1. 視覚障害者に対する職業訓練の実施に資するための治療院の経営

(1) みびょうち鍼灸マッサージ療院の経営

1) 公益目的事業Ⅲの3、視覚障害者に対する職業訓練事業で職業訓練の行われない期間及び時間帯に一般の治療院として経営。

2) 平成24年度実績は下記のとおり経常。

経常収益 4, 248, 410円

経常費用 4, 163, 597円

当期利益 84, 813円

(2) 相互扶助等事業

1) 死亡会員に対する弔意金の支給

平成24年度は死亡会員50名の家族に合計800,000円を支給した。

2) 専門学校優秀卒業生の表彰

平成24年度は全国専門学校等55校の優秀卒業生55名を表彰。

V. 法人管理事業

1. 総会、会議等について

(1) 定時総会

平成24年5月27日

ホテルルポール麴町において、平成24年度全鍼師会定時総会を開催。

(2) 監査会

平成24年4月22日

全鍼師会会議室において、伊藤由尋、田中 秀、君嶋真理子、監事3氏よる平成24年度事業及び収支決算に関する監査を実施。

(3) 理事会

1) 業務執行理事会

第1回 平成24年10月26日

平成24年度下期における事業計画、第11回東洋療法推進大会 in 静岡の総括等審議。

2) 理事会

第1回 平成24年5月27日

定時総会提出議案等について審議。

第2回 平成24年7月9日

各局事業課題の検討と第11回東洋療法推進大会 in 静岡の開催等について審議。

第3回 平成25年3月8日

平成25年度の事業計画及び平成24年度決算見込みと予算案の審議。

3) 正副会長会議

第1回 平成24年5月26日

定時総会及び地方提出議案への対応審議。

第2回 平成24年11月10日

都道府県師会会長会提出議案等への対応協議。

4) 都道府県師会会長会

平成24年11月11日

ホテルルポール麹町において全国49都道府県師会会長と全鍼師会業務執行理事が出席して開催、情報交換及び諸問題について協議。

(4) 安心のマークの普及

安心のマークの使用許諾担当窓口として普及に努め、安心のマーク本年度使用許諾申請が36件、安心のマークアクリルプレートは通算2,589枚を計上。

(5) 都道府県各師会の会議等への代表者派遣

平成24年4月22日 近畿ブロック大会 (和歌山)

平成24年5月12日から13日 九州鍼灸マッサージ師会連盟代表者会議 (佐賀)

平成24年6月10日から11日 中部ブロック会議 (長野)

平成24年6月23日から24日 中国ブロック会議 (島根)

平成24年7月1日から2日 東北ブロック大会 (宮城)

平成24年度7月8日 北陸ブロック会議 (富山)

平成24年9月22日から23日 北海道躍進大会 (北海道)

平成24年9月30日から10月1日

関東甲越ブロック協議会 (群馬)

平成25年3月2日から3日 四国ブロック協議会 (高知)

(6) 都道府県周年記念式典等

平成24年6月3日 和歌山県師会法人認可50周年記念式典、会長出席

平成24年6月17日 山形県師会法人化60周年記念式典、会長出席

平成24年9月22日 北海道師会創立80周年記念式典、会長出席

平成24年9月30日 岐阜県師会創立80周年記念式典、会長出席

平成24年10月28日 茨城県師会創立70周年・法人化50周年記念式典、会長出席

(7) 入会案内の作成と配布

新規会員確保のため、入会案内をリニューアルして、全国の鍼灸マッサージ養成専門学校等55校に配布。

(8) 会員管理システムの運用

全鍼師会と各都道府県師会との間で、入退会等多くの会員情報交換を行っている。本年度も安定したシステムの運用ができるよう、都道府県担当者への個別指導を実施。

(9) 内閣府への報告について

- 1) 平成23年度事業報告及び決算報告は、平成24年5月27日開催の定時総会承認に基づき、6月28日付け電子申請により内閣府へ提出し、報告の完了をいただいた。
- 2) 平成25年度事業計画及び予算報告は平成25年3月8日開催の第3回理事会承認に基づき3月28日付け電子申請により内閣府へ提出した。

(10) 補正予算について

- 1) 平成24年度は資金不足により、平成25年3月8日開催の第3回理事会承認に基づき、35周年記念式典準備積立金200万円を取崩し会務の運転資金とした。
- 2) 平成24年の台風等で会館門扉が破損、また地下加圧ポンプの故障で交換工事費用等発生し、会館維持諸費が181万円の増加となった。

(11) 選挙管理委員会からの報告について

- 1) 代議員選挙及び補欠の代議員選挙を行うため、中央委員4名、都道府県委員94名（内2名は中央委員を兼務）が選出され、選挙管理委員会を設置した。
- 2) 平成24年11月20日 第1回選挙管理委員会（中央委員会）を開催し、代議員選挙及び補欠代議員選挙の取り組み方法を確認した。
- 3) 平成24年12月1日 代議員及び補欠代議員選挙の告示を行った。
- 4) 平成25年1月16日 第2回選挙管理委員会（中央委員会）を行い代議員及び補欠代議員立候補者の確認などを実施した。

<確認内容>

- イ. 代議員立候補者が定員の113名。
- ロ. 補欠代議員立候補者が各都道府県1名以内で総数44名。
- ハ. 立候補届出者は定員内のため全員が無投票当選となった。
- 5) 平成25年3月5日 第3回選挙管理委員会（中央委員会）を開催し、理事及び監事に関する選出方法並びに投票に向けてのスケジュール等の確認を行った。

以上

財務諸表

1) 貸借対照表

平成25年3月31日現在

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I. 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	2,106,022	2,905,115	△ 799,093
流動資産合計	2,106,022	2,905,115	△ 799,093
2. 固定資産			
(1)基本財産			
土地	102,390,000	102,390,000	0
基本財産合計	102,390,000	102,390,000	0
(2) 特定資産			
減価償却引当資産	11,000,000	10,000,000	1,000,000
記念事業積立準備資産	0	2,000,000	△ 2,000,000
退職給付引当資産	2,887,920	2,768,640	119,280
特定資産合計	13,887,920	14,768,640	△ 880,720
(3) その他固定資産			
建物および附属設備	90,581,997	92,784,761	△ 2,202,764
構築物	705,443	722,453	△ 17,010
器具及び備品	1,929,858	1,974,946	△ 45,088
その他固定資産合計	93,217,298	95,482,160	△ 2,264,862
固定資産合計	209,495,218	212,640,800	△ 3,145,582
資産合計	211,601,240	215,545,915	△ 3,944,675
II. 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	2,618,821	1,403,576	1,215,245
預り金	997,589	1,107,307	△ 109,718
流動負債合計	3,616,410	2,510,883	1,105,527
2. 固定負債			
退職給付引当金	2,887,920	2,768,640	119,280
固定負債合計	2,887,920	2,768,640	119,280
負債合計	6,504,330	5,279,523	1,224,807
III. 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
受取寄付金	105,202,252	104,939,052	263,200
指定正味財産合計	105,202,252	104,939,052	263,200
(うち基本財産への充当額)	(102,390,000)	(102,390,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産	99,894,658	105,327,340	△ 5,432,682
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(11,000,000)	(12,000,000)	(△ 1,000,000)
正味財産合計	205,096,910	210,266,392	△ 5,169,482
負債及び正味財産合計	211,601,240	215,545,915	△ 3,944,675

(2) 正味財産増減計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：円)

勘定科目	本年度決算	前年度決算	増減
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取入金	2,864,000	2,142,000	722,000
入会金	2,864,000	2,142,000	722,000
受取会費	77,276,000	77,884,000	△ 608,000
正会員会費	73,688,000	74,472,000	△ 784,000
準会員会費	3,588,000	3,412,000	176,000
賛助会員会費	0	0	0
事業収益	10,816,286	11,399,776	△ 583,490
参加費	3,058,000	3,321,000	△ 263,000
認定登録料	800,000	0	800,000
施術報酬	4,248,410	4,571,998	△ 323,588
広告料	2,470,000	2,500,000	△ 30,000
委託手数料	239,876	1,008,778	△ 768,902
受取補助金等	300,000	300,000	0
民間補助金	300,000	300,000	0
継続雇用定着促進助成金	0	0	0
受取寄付金	66,800	12,704,438	△ 12,637,638
災害義援金	0	12,080,000	△ 12,080,000
災害復興支援収入	30,000	0	30,000
寄付金収入	36,800	824,438	△ 587,638
雑収益	2,246,555	2,340,156	△ 93,601
雑収益	2,246,555	2,340,156	△ 93,601
経常収益計	83,569,641	106,770,370	△ 13,200,729
(2) 経常費用			
事業費	69,056,782	65,589,239	△ 16,532,457
役員報酬	4,430,000	3,630,400	799,600
委員活動費	1,607,000	1,615,000	△ 8,000
職員給与手当	15,995,350	16,215,159	△ 219,809
退職給付費用	95,901	349,837	△ 253,936
法定福利費	2,000,133	2,068,213	△ 68,080
福利厚生費	1,524,908	1,363,978	160,930
旅費交通費	5,413,553	7,442,528	△ 2,028,975
会費・会費	4,564,148	8,843,795	△ 2,289,647
通信運搬費	8,332,656	8,699,648	△ 366,992
印刷製本費	11,840,388	11,782,443	57,945
学校関係費	1,110,090	1,144,205	△ 34,115
会員福利厚生費	800,000	932,090	△ 132,090
減価償却費	2,020,663	2,115,000	△ 94,337
消耗什器備品費	400,980	561,550	△ 160,570
消耗品費	381,781	498,018	△ 116,237
贈答運送費	2,475,707	2,936,950	△ 461,243
光熱水料費	533,365	481,548	51,817
保険料	567,881	457,672	100,209
IT推進費	30,000	154,000	△ 124,000
支払手数料	39,890	94,680	△ 54,790
会館維持諸費	2,868,160	1,865,686	802,474
賃借料	487,651	472,680	△ 4,829
委託費	841,000	750,000	91,000
租税公課	632,273	754,402	△ 122,129
原稿料	120,000	120,000	0
雑費	163,104	159,757	23,347
災害義援金	0	12,080,000	△ 12,080,000
管理費	29,945,541	33,277,462	△ 3,331,921
役員報酬	2,100,000	2,223,000	△ 123,000
委員活動費	330,000	160,000	170,000
職員給与手当	3,924,140	3,978,066	△ 53,926
退職給付費用	23,379	85,283	△ 61,904
法定福利費	512,597	530,045	△ 17,448
福利厚生費	361,227	371,582	9,645
総会等関係費	3,132,151	4,182,245	△ 1,050,094
会費	1,483,313	2,413,760	△ 930,447
旅費交通費	3,673,832	4,869,907	△ 1,196,075
通信運搬費	1,729,469	1,807,125	△ 77,656
会員管理費	3,089,115	2,134,478	954,637
減価償却費	603,029	627,086	△ 24,057
負担金	1,000,000	700,000	300,000
消耗什器備品費	72,094	60,158	11,936
消耗品費	23,346	26,222	△ 2,876
修繕費	52,500	52,500	0
印刷製本費	1,119,171	2,027,136	△ 908,965
ホームページ保守料	769,300	819,750	△ 51,450
光熱水料費	163,844	147,926	15,918
会館維持諸費	819,630	573,119	246,511
賃借料	95,999	96,000	△ 1
保険料	123,269	79,798	43,471
諸謝金	2,031,020	2,158,344	△ 127,324
租税公課	364,527	231,745	132,782
支払手数料	308,935	288,610	18,325
委託費	1,431,680	1,490,540	△ 58,860
雑費	525,174	518,601	6,573
災害復興支援費	68,800	624,438	△ 557,638
経常費用計	99,002,323	118,866,701	△ 19,864,378
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 5,432,682	△ 12,096,331	6,663,649
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 5,432,682	△ 12,096,331	6,663,649
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
指定正味財産からの振替額	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 5,432,682	△ 12,096,331	6,663,649
一般正味財産期首残高	105,327,340	117,423,671	△ 12,096,331
一般正味財産期末残高	99,894,658	105,327,340	△ 4,532,682
II. 指定正味財産増減の部			
受取寄付金	330,000	15,253,490	△ 14,923,490
指定解除による一般正味財産へ振替額	0	0	0
無資格対策積立資金振替	0	0	0
災害義援金積立金振り替	0	0	0
会館建物および付属設備振替	0	0	0
義理金等振替	66,800	12,704,438	△ 12,637,638
当期指定正味財産増減額	263,200	2,549,032	△ 2,285,832
指定正味財産期首残高	104,939,052	102,390,000	2,549,052
指定正味財産期末残高	105,202,252	104,939,052	263,200
III. 正味財産増減の部			
正味財産期末残高	205,096,910	210,266,392	△ 5,169,482

(3) 財 産 目 録

平成25年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所、物量等	使用目的等	金 額	
I. 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金				
現金	手元保管	運転資金として	816,990	
預金	普通預金 群馬銀行四谷支店 (NO.0072014)	運転資金として	517,810	
預金	普通預金 リソナ銀行新宿支店 (NO.1717115)	運転資金として	218,363	
預金	普通預金 リソナ銀行新宿支店 (NO.1794734)	運営資金として	166,834	
預金	普通預金 リソナ銀行新宿支店 (NO.1727254)	運転資金として	190,983	
預金	普通預金 三菱東京UFJ銀行 四谷支店(NO.0046909)	運転資金として	9,970	
預金	郵便貯金 ゆうちょ銀行四谷通二 (NO.00160-8-31031他)	運転資金として	155,072	
預金	郵便貯金 ゆうちょ銀行四谷通二 (NO.00160-8-31031他)	運転資金として	30,000	
	計			2,106,022
流動資産合計				2,106,022
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
土地	107.40平方メートル 新宿区四谷3丁目12番17	建物の敷地。 1階を障害者職業訓練事業および 収益事業で使用。 2階から5階を各事業、管理で使用。 公益目的保有財産は敷地面積の 49.1%である。	50,273,490	
		収益事業等、法人会計使用割合は、 50.9%である。	52,116,510	
基本財産合計				102,390,000
(2) 特定資産				
減価償却引当資産	定期預金 リソナ銀行新宿支店	建物の外装の改良、室内の改造、屋上 の防水加工の強化等の改修をするため の資金。 公益目的保有財産は49.1%である。	5,401,000	
		収益事業等、法人会計使用割合は 50.9%である。	5,599,000	
	計			11,000,000
記念事業積立準備資産	定期預金 群馬銀行四谷支店	創立記念式典及び記念事業の ための積立資金 公益目的の記念事業資金積立と して公益目的保有財産。 その他記念式典等の積立資金		0
	計			0
退職給付引当資産	定期預金 群馬銀行四谷支店他	従業員の退職金支払のための 引当資金積立。		2,887,920
特定資産合計				13,887,920
(3) その他固定資産				
建物および附属設備	床面積283.31平方メートル 新宿区四谷3丁目12番17	1階を障害者職業訓練事業でおよび 収益事業で使用。 2階から5階を各事業、管理で使用。 公益目的保有財産は建物使用割合の 49.1%である。	44,475,761	
		収益事業等、法人会計使用割合は、 50.9%である。	46,106,236	
	計			90,581,997
構築物	会館モニュメント 新宿区四谷3丁目12番17	公益目的保有財産は建物使用割合の 49.1%である。	346,373	
		収益事業等、法人会計使用割合は、 50.9%である。	359,070	
	計			705,443
器具及び備品	会館建物用器具備品23件 新宿区四谷3丁目12番17	使用割合で公益目的保有財産を按分 公益目的保有財産	766,556	
		収益事業等、法人会計用財産	820,517	
	計			1,587,073
	事務用器具備品19件 新宿区四谷3丁目12番17	使用割合で公益目的保有財産を按分 公益目的保有財産	209,099	
		収益事業等、法人会計用財産	133,686	
	計			342,785
その他固定資産合計				93,217,298
固定資産合計				209,495,218
資産合計				211,601,240
II. 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	ディーエム広告社 毎日新聞社 株式会社セイビ 佐々木 隆幸	書類発送代行料 月刊「東洋療法」字版、テープ版作成代 月刊「東洋療法」墨字版作成料等 月刊「東洋療法」原稿料	613,395 429,566 300,615 60,000	
	計			1,403,576
預り金	源泉所得税 源泉住民税 社会保険 雇用保険 療養費預かり金 平成24年度会費等		461,670 76,700 175,394 76,152 254,091 63,300	
	計	会費、認定登録料等		1,107,307
流動負債合計				2,510,883
2. 固定負債				
退職給付引当金	従業員に対するもの	従業員2名に対する退職に備えたもの	2,768,640	
固定負債合計				2,768,640
負債合計				5,279,523
正味財産	合計			206,321,717